

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
青森県石油コンビナート等防災計画 平成 3 1 年 3 月修正 青森県石油コンビナート等防災本部	青森県石油コンビナート等防災計画 令和 7 年 3 月修正 青森県石油コンビナート等防災本部	

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
第6章 災害復旧対策計画 第1節 災害復旧対策の基本方針・・・・・・・・・・ 81 第2節 公共施設の災害復旧・・・・・・・・・・ 81 第3節 特定事業者及び被災者の災害復旧・・・・・・ 81 第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第1節 総則・・・・・・・・・・ 82 第2節 地震発生時の応急対策等・・・・・・・・・・ 82 第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備・・・・・・・・・・ 83 【新設】 第4節 防災訓練・・・・・・・・・・ 83 第5節 地震防災上必要な教育及び広報活動・・・・・・ 83 沿 革 策定 昭和52年 3 月 3 日 修正 昭和56年 4 月30日 修正 昭和58年 9 月12日 修正 平成 4 年 2 月18日 修正 平成 9 年 2 月20日 修正 平成11年 2 月18日 修正 平成18年12月26日 修正 平成23年 2 月24日 修正 平成30年 3 月27日 修正 平成31年 3 月25日 図 2-1 防災本部	第6章 災害復旧対策計画 第1節 災害復旧対策の基本方針・・・・・・・・・・ 81 第2節 公共施設の災害復旧・・・・・・・・・・ 81 第3節 特定事業者及び被災者の災害復旧・・・・・・ 81 第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第1節 総則・・・・・・・・・・ 82 【削除（一部第3節へ移行）】 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項・・・・・・・・・・ 83 第3節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項・・・・・・・・・・ 83 第4節 防災訓練に関する事項・・・・・・・・・・ 83 第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項・・・・・・・・・・ 83 沿 革 策定 昭和52年 3 月 3 日 修正 昭和56年 4 月30日 修正 昭和58年 9 月12日 修正 平成 4 年 2 月18日 修正 平成 9 年 2 月20日 修正 平成11年 2 月18日 修正 平成18年12月26日 修正 平成23年 2 月24日 修正 平成30年 3 月27日 修正 平成31年 3 月25日 修正 令和 7 年 3 月 6 日 図 2-1 防災本部	修正内容に伴う目次の修正

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
4 県 (1) 危機管理局 ア 防災本部に関する措置に関すること イ 防災本部事務局の設置に関すること ウ 災害情報の収集伝達に関すること エ 防災資機材の整備に関すること オ 防災関係機関等との連絡調整に関すること カ 特定事業所への立入検査等に関すること キ 高圧ガスの保安管理に係る指導監督に関すること ク 高圧ガスの保安教育訓練の指導に関すること ケ 高圧ガスの防災設備及び資機材の整備指導に関すること コ 消防機関に対する指導助言に関すること サ 石油コンビナート等特別防災区域協議会及び共同防災組織の設置指導に関すること シ 防災に関する教育訓練の実施及び指導に関すること ス 応援対策の総合調整に関すること セ 緊急消防援助隊の応援要請に関すること ソ 自衛隊への災害派遣の要請に関すること タ 消防庁長官に対する専門的知識を有する職員の派遣の要請に関すること チ その他災害の発生及び拡大防止等のための措置に関すること (2) 総務部 ア 災害応急対策費の予算措置に関すること イ 所在市村に対する職員の応援派遣に係る措置に関すること (3) 企画政策部 災害広報に関すること (4) 環境生活部 特別防災区域周辺の環境保全対策に関すること (5) 健康福祉部 ア 被災者に対する援護対策に関すること イ 毒物、劇物の安全対策に関すること ウ 特別防災区域周辺の医療保健衛生対策に関すること (6) 商工労働部 被災商工業者対策に関すること (7) 農林水産部 特別防災区域周辺の農林水産対策に関すること イ 青森地区	4 県 (1) 危機管理局 ア 防災本部に関する措置に関すること イ 防災本部事務局の設置に関すること ウ 災害情報の収集伝達に関すること エ 防災資機材の整備に関すること オ 防災関係機関等との連絡調整に関すること カ 特定事業所への立入検査等に関すること キ 高圧ガスの保安管理に係る指導監督に関すること ク 高圧ガスの保安教育訓練の指導に関すること ケ 高圧ガスの防災設備及び資機材の整備指導に関すること コ 消防機関に対する指導助言に関すること サ 石油コンビナート等特別防災区域協議会及び共同防災組織の設置指導に関すること シ 防災に関する教育訓練の実施及び指導に関すること ス 応援対策の総合調整に関すること セ 緊急消防援助隊の応援要請に関すること ソ 自衛隊への災害派遣の要請に関すること タ 消防庁長官に対する専門的知識を有する職員の派遣の要請に関すること チ その他災害の発生及び拡大防止等のための措置に関すること (2) 総務部 ア 所在市村に対する職員の応援派遣に係る措置に関すること イ 災害広報に関すること (3) 財務部 災害応急対策費の予算措置に関すること (4) 環境エネルギー部 特別防災区域周辺の環境保全対策に関すること (5) 健康医療福祉部 ア 被災者に対する援護対策に関すること イ 毒物、劇物の安全対策に関すること ウ 特別防災区域周辺の医療保健衛生対策に関すること (6) 経済産業部 被災商工業者対策に関すること (7) 農林水産部 特別防災区域周辺の農林水産対策に関すること イ 青森地区	組織改正による各部局の 処理すべき事務の組み替 え 組織改正による修正 組織改正による修正 組織改正による修正

現行石油コンビナート等防災計画			修 正 案			修正の理由
表 3-2 平常時に想定される災害（青森地区）			表 3-2 平常時に想定される災害（青森地区）			
	第 1 段階の想定災害	第 2 段階の想定災害		第 1 段階の想定災害	第 2 段階の想定災害	
危険物タンク	【流出火災】 ・小量流出火災 ・中量流出火災 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。 【タンク火災】 ・タンク小火災 影響は概ね事業所敷地内にとどまる。	【流出火災】 ・小量流出火災 ・中量流出火災 ・防油堤内流出火災 影響は事業所敷地外の住居・一般の事業所等へ及ぶ可能性がある。 【タンク火災】 ・タンク小火災 ・タンク全面火災 影響は事業所敷地外の住居・一般の事業所等へ及ぶ可能性がある。	危険物タンク	【流出火災】 ・小量流出火災 ・中量流出火災 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。 【タンク火災】 ・タンク小火災 影響は概ね事業所敷地内にとどまる。	【流出火災】 ・小量流出火災 ・中量流出火災 ・防油堤内流出火災 影響は事業所敷地外の住居・一般の事業所等へ及ぶ可能性がある。 【タンク火災】 ・タンク小火災 ・タンク全面火災 影響は事業所敷地外の住居・一般の事業所等へ及ぶ可能性がある。	
タンカー・棧橋	【危険物の海上流出】 ・小量流出 ・大量流出 流出油が広範囲に拡大するおそれがある。 【危険物の流出火災】 ・小量流出火災 ・大量流出火災 影響は施設周辺にとどまる。	【危険物の海上流出】 該当なし 【危険物の流出火災】 ・大量流出火災 影響は施設周辺にとどまる。	タンカー・棧橋	【危険物の海上流出】 ・小量流出 ・大量流出 流出油が広範囲に拡大するおそれがある。 【危険物の流出火災】 ・小量流出火災 ・大量流出火災 影響は施設周辺にとどまる。	【危険物の海上流出】 該当なし 【危険物の流出火災】 ・大量流出火災 影響は施設周辺にとどまる。	
パイプライン	【危険物の流出火災】 ・小量流出火災 流出の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。	【危険物の流出火災】 ・大量流出火災 流出の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。	パイプライン	【危険物の流出火災】 ・小量流出火災 流出の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。	【危険物の流出火災】 ・大量流出火災 流出の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。	
ウ 八戸地区			ウ 八戸地区			
表 3-3 平常時に想定される災害（八戸地区）			表 3-3 平常時に想定される災害（八戸地区）			
	第 1 段階の想定災害	第 2 段階の想定災害		第 1 段階の想定災害	第 2 段階の想定災害	
危険物タンク	【流出火災】 ・小量流出火災 ・中量流出火災 影響は特別防災区域内の一般道路へ及ぶ可能性がある。 【タンク火災】 ・タンク小火災/リム火災 影響は概ねタンク周辺にとどまる。	【流出火災】 ・小量流出火災 ・中量流出火災 ・防油堤内流出火災 影響は特別防災区域内の一般道路へ及ぶ可能性がある。 【タンク火災】 ・タンク小火災/リム火災 ・タンク全面火災 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。	危険物タンク	【流出火災】 ・小量流出火災 ・中量流出火災 影響は特別防災区域内の一般道路へ及ぶ可能性がある。 【タンク火災】 ・タンク小火災/リム火災 影響は概ねタンク周辺にとどまる。	【流出火災】 ・小量流出火災 ・中量流出火災 ・防油堤内流出火災 影響は特別防災区域内の一般道路へ及ぶ可能性がある。 【タンク火災】 ・タンク小火災/リム火災 ・タンク全面火災 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。	
ガスタンク	【爆発・火災】 該当なし 【毒性ガス拡散】 ・小量流出 毒性ガス拡散 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。	【爆発・火災】 ・小量流出 爆発・火災 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。 【毒性ガス拡散】 ・中量流出 毒性ガス拡散 ・大量流出、全量流出 毒性ガス拡散 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。	ガスタンク	【爆発・火災】 該当なし 【毒性ガス拡散】 ・小量流出 毒性ガス拡散 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。	【爆発・火災】 ・小量流出 爆発・火災 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。 【毒性ガス拡散】 ・中量流出 毒性ガス拡散 ・大量流出、全量流出 毒性ガス拡散 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。	
（製造施設）プラント	【可燃性ガスの爆発・火災】 該当なし	【可燃性ガスの爆発・火災】 ・小量流出 爆発 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。	（製造施設）プラント	【可燃性ガスの爆発・火災】 該当なし	【可燃性ガスの爆発・火災】 ・小量流出 爆発 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。	

現行石油コンビナート等防災計画				修 正 案				修正の理由
	(発電施設) プラント	【危険物の流出火災】 ・小量流出 流出火災 ・中量流出 流出火災 影響は施設周辺にとどまる。 【可燃性ガスの爆発・火災】 ・小量流出 爆発 影響は施設周辺にとどまる。	【危険物の流出火災】 ・大量流出 流出火災 影響は施設周辺にとどまる。 【可燃性ガスの爆発・火災】 ・中量流出 爆発 影響は施設周辺にとどまる。		(発電施設) プラント	【危険物の流出火災】 ・小量流出 流出火災 ・中量流出 流出火災 影響は施設周辺にとどまる。 【可燃性ガスの爆発・火災】 ・小量流出 爆発 影響は施設周辺にとどまる。	【危険物の流出火災】 ・大量流出 流出火災 影響は施設周辺にとどまる。 【可燃性ガスの爆発・火災】 ・中量流出 爆発 影響は施設周辺にとどまる。	脱字による追加記載
		【危険物の海上流出】 ・小量流出 ・大量流出 流出油が広範囲に拡大するおそれがある。 【危険物の流出火災】 ・小量流出火災 ・大量流出火災 影響は施設周辺にとどまる。 【可燃性ガスの拡散】 ・小量流出 拡散 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。 【可燃性ガスの爆発・火災】 ・小量流出 爆発・火災 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。	【危険物の海上流出】 ・大量流出 流出油が広範囲に拡大するおそれがある。 【危険物の流出火災】 ・大量流出火災 影響は施設周辺にとどまる。 【可燃性ガスの拡散】 ・大量流出 拡散 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。 【可燃性ガスの爆発・火災】 該当なし		タンカー 桟橋	【危険物の海上流出】 ・小量流出 ・大量流出 流出油が広範囲に拡大するおそれがある。 【危険物の流出火災】 ・小量流出火災 ・大量流出火災 影響は施設周辺にとどまる。 【可燃性ガスの拡散】 ・小量流出 拡散 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。 【可燃性ガスの爆発・火災】 ・小量流出 爆発・火災 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。	【危険物の海上流出】 ・大量流出 流出油が広範囲に拡大するおそれがある。 【危険物の流出火災】 ・大量流出火災 影響は施設周辺にとどまる。 【可燃性ガスの拡散】 ・大量流出 拡散 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。 【可燃性ガスの爆発・火災】 該当なし	
		【危険物の流出火災】 ・小量流出火災 流出の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。 【可燃性ガスの爆発・火災】 ・小量流出 爆発・火災 爆発の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。	【危険物の流出火災】 ・大量流出火災 流出の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。 【可燃性ガスの爆発・火災】 該当なし		バイ ライン	【危険物の流出火災】 ・小量流出火災 流出の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。 【可燃性ガスの爆発・火災】 ・小量流出 爆発・火災 爆発の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。	【危険物の流出火災】 ・大量流出火災 流出の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。 【可燃性ガスの爆発・火災】 該当なし	脱字による追加記載

現行石油コンビナート等防災計画		修 正 案	修正の理由
ウ 八戸地区		ウ 八戸地区	
表 3-9 長周期地震動により想定される災害(八戸地区)		表 3-9 長周期地震動により想定される災害(八戸地区)	
	評価結果		
浮き屋根式タンク	【タンクからの溢流】 スロッシング最大波高の予測結果が側板の高さを上回ることから、危険物が溢流することが想定される。 溢流した危険物に着火した場合、タンク周辺、防油堤内等で火災が起こることが想定される。 【浮き屋根上への流出】 過去の事例とスロッシング最大波高の予測結果を比較すると、浮き屋根上に油が滞留する可能性がある。 流出した危険物が浮き屋根上に滞留して着火した場合、浮き屋根上で火災となることが想定される。 【浮き屋根の損傷・沈降】 浮き屋根はダブルデッキの構造であることから(ダブルデッキの構造に改修される予定のタンクを含む)、スロッシングにより浮き屋根の沈降に至ることは考えにくいがい、想定を大きく上回る地震動が想定されることから、浮き屋根が損傷する可能性がある。 【ドレン配管の破損】 想定される長周期地震動が強いことから、ドレン配管を破損する可能性がある。	【削除】	現在、八戸地区において浮き屋根式タンクがないため削除
	【浮き蓋上への流出】 過去の事例とスロッシング最大波高の予測結果を比較すると、浮き蓋上への流出が起こる可能性がある。 タンク内で可燃性混合気を形成し、着火した場合、爆発しタンク全面火災に至ることが想定される。 【浮き蓋の損傷・沈降】 想定を大きく上回る地震動が想定されることから、浮き蓋の損傷・沈降が発生する可能性があり、内部浮き蓋の技術基準に適合していないタンクでは、特に危険性が高い。 タンク内で可燃性混合気を形成し、着火した場合、爆発しタンク全面火災に至ることが想定される。 【タンク上部の破損】 スロッシング最大波高の予測結果が側板の高さを上回ることから、タンク上部の破損により溢流する可能性がある。 溢流した危険物に着火した場合、タンク周辺、防油堤内等で火災が起こることが想定される。 タンク内部で着火した場合、タンク全面火災が起こることが想定される。	【浮き蓋上への流出】 過去の事例とスロッシング最大波高の予測結果を比較すると、浮き蓋上への流出が起こる可能性がある。 タンク内で可燃性混合気を形成し、着火した場合、爆発しタンク全面火災に至ることが想定される。 【浮き蓋の損傷・沈降】 想定を大きく上回る地震動が想定されることから、浮き蓋の損傷・沈降が発生する可能性があり、内部浮き蓋の技術基準に適合していないタンクでは、特に危険性が高い。 タンク内で可燃性混合気を形成し、着火した場合、爆発しタンク全面火災に至ることが想定される。 【タンク上部の破損】 スロッシング最大波高の予測結果が側板の高さを上回ることから、タンク上部の破損により溢流する可能性がある。 溢流した危険物に着火した場合、タンク周辺、防油堤内等で火災が起こることが想定される。 タンク内部で着火した場合、タンク全面火災が起こることが想定される。	
	【タンク上部の破損】 スロッシング最大波高の予測結果が側板の高さを上回ることから、タンク上部の破損により溢流する可能性がある。 溢流した危険物に着火した場合、タンク周辺、防油堤内等で火災が起こることが想定される。 タンク内部で着火した場合、タンク全面火災が起こることが想定される。	【タンク上部の破損】 スロッシング最大波高の予測結果が側板の高さを上回ることから、タンク上部の破損により溢流する可能性がある。 溢流した危険物に着火した場合、タンク周辺、防油堤内等で火災が起こることが想定される。 タンク内部で着火した場合、タンク全面火災が起こることが想定される。	
	【タンク上部の破損】 スロッシング最大波高の予測結果が側板の高さを上回ることから、タンク上部の破損により溢流する可能性がある。 溢流した危険物に着火した場合、タンク周辺、防油堤内等で火災が起こることが想定される。 タンク内部で着火した場合、タンク全面火災が起こることが想定される。	【タンク上部の破損】 スロッシング最大波高の予測結果が側板の高さを上回ることから、タンク上部の破損により溢流する可能性がある。 溢流した危険物に着火した場合、タンク周辺、防油堤内等で火災が起こることが想定される。 タンク内部で着火した場合、タンク全面火災が起こることが想定される。	
固定屋根式タンク	【タンク上部の破損】 スロッシング最大波高の予測結果が側板の高さを上回ることから、タンク上部の破損により溢流する可能性がある。 溢流した危険物に着火した場合、タンク周辺、防油堤内等で火災が起こることが想定される。 タンク内部で着火した場合、タンク全面火災が起こることが想定される。	【タンク上部の破損】 スロッシング最大波高の予測結果が側板の高さを上回ることから、タンク上部の破損により溢流する可能性がある。 溢流した危険物に着火した場合、タンク周辺、防油堤内等で火災が起こることが想定される。 タンク内部で着火した場合、タンク全面火災が起こることが想定される。	
災害の影響	防油堤全面火災及びタンク全面火災となった場合の影響は、事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。	防油堤全面火災及びタンク全面火災となった場合の影響は、事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。	

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
2 防災訓練 特定事業者及び防災関係機関は、広く一般住民の防災思想の高揚を図るとともに、災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう災害応急対策における技能の向上と防災関係機関等相互の連絡協調体制の確立を目的として、単独訓練又は総合防災訓練を実施するものとする。 (1) 訓練の区分 実動訓練及び図上訓練とする。 (2) 訓練の種類 ア 情報収集、伝達訓練 イ 救出、救護訓練 ウ 避難訓練 エ 広報訓練 オ 警備交通規制訓練 カ 危険物等爆発火災並びに漏えい処理訓練 キ タンクローリー等火災訓練 ク タンカーの火災並びに海上流出油拡散防止及び防除訓練 ケ 防災本部及び現地防災本部運営訓練 コ その他応急対策に必要な訓練 (3) 訓練の方法 ア 単独訓練 特定事業者及び防災関係機関は、職員の石油コンビナート防災技能の習熟を図るため、個別に業務に関連した訓練科目を選定した訓練を適宜実施するものとする。 イ 総合防災訓練 防災本部は、大規模災害の発生を想定し、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立と災害応急対策における実践的能力をかん養し、もって災害応急対策の迅速化、的確化を図ることを目的とした実動訓練、または、防災本部として行うべき災害対応の判断、関係機関への情報伝達及び情報共有に関する対応能力といった防災本部の機能を強化することを目的とした図上訓練を毎年1回以上計画し実施するものとする。 訓練を計画するに当たっては、災害応急活動の基準となる災害の区分（第5章第1節）及び防災本部の活動（第5章第2節）を前提とし、訓練内容にブラインド要素を含めるほか、住民参加型避難訓練を実施するなど、高いレベルの災害対応能力の醸成を目指した訓練の充実強化に努める。	2 防災訓練 特定事業者及び防災関係機関は、広く一般住民の防災思想の高揚を図るとともに、災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう災害応急対策における技能の向上と防災関係機関等相互の連絡協調体制の確立を目的として、単独訓練又は総合防災訓練を実施するものとする。 (1) 訓練の区分 実動訓練及び図上訓練とする。 (2) 訓練の種類 ア 情報収集、伝達訓練 イ 救出、救護訓練 ウ 避難訓練 エ 広報訓練 オ 警備交通規制訓練 カ 危険物等爆発火災並びに漏洩処理訓練 キ タンクローリー等火災訓練 ク タンカーの火災並びに海上流出油拡散防止及び防除訓練 ケ 防災本部及び現地防災本部運営訓練 コ その他応急対策に必要な訓練 (3) 訓練の方法 ア 単独訓練 特定事業者及び防災関係機関は、職員の石油コンビナート防災技能の習熟を図るため、個別に業務に関連した訓練科目を選定した訓練を適宜実施するものとする。 イ 総合防災訓練 防災本部は、大規模災害の発生を想定し、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立と災害応急対策における実践的能力をかん養し、もって災害応急対策の迅速化、的確化を図ることを目的とした実動訓練、または、防災本部として行うべき災害対応の判断、関係機関への情報伝達及び情報共有に関する対応能力といった防災本部の機能を強化することを目的とした図上訓練を毎年1回以上計画し実施するものとする。 訓練を計画するに当たっては、災害応急活動の基準となる災害の区分（第5章第1節）及び防災本部の活動（第5章第2節）を前提とし、訓練内容にブラインド要素を含めるほか、住民参加型避難訓練を実施するなど、高いレベルの災害対応能力の醸成を目指した訓練の充実強化に努める。	計画内の表現を統一するため修正

現行石油コンビナート等防災計画				修 正 案				修正の理由
4 災害広報 防災関係機関等は、災害時の混乱した状況において、人心の安定や秩序の回復を図るため災害の状況、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう災害広報に努めるものとする。 (1) 広報の対象者、広報内容及び広報手段 災害等の段階に応じて、おおむね次表のとおり迅速かつ適切に広報するものとする。				4 災害広報 防災関係機関等は、災害時の混乱した状況において、人心の安定や秩序の回復を図るため災害の状況、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう災害広報に努めるものとする。 (1) 広報の対象者、広報内容及び広報手段 災害等の段階に応じて、おおむね次表のとおり迅速かつ適切に広報するものとする。				計画内の表現を統一するため修正
災害等の段階	情報提供対象者	広報内容	広報手段	災害等の段階	情報提供対象者	広報内容	広報手段	
初期 (拡大危険性小、事業所内で収束)	周 辺 住 民、周辺 船舶	・災害態様（火災、漏洩（有毒ガス、可燃性ガス等の種類））、発生場所（概要） ・応急措置状況（流出物質等の回収状況、消火状況等） ・周辺影響の有無	電話等による 問い合わせ対応	初期 (拡大危険性小、事業所内で収束)	周 辺 住 民、周辺 船舶	・災害態様（火災、漏洩（有毒ガス、可燃性ガス等の種類））、発生場所（概要） ・応急措置状況（流出物質等の回収状況、消火状況等） ・周辺影響の有無	電話等による 問い合わせ対応	
初期 (拡大危険性大)	周 辺 住 民、周辺 船舶	・災害態様（火災、漏えい（有毒ガス、可燃性ガス等の種類））と拡大予想、発生場所 ・応急措置状況（流出物質等の回収状況、消火状況等）	・防災行政無線（子局・戸別） ・船舶無線 ・緊急速報メール	初期 (拡大危険性大)	周 辺 住 民、周辺 船舶	・災害態様（火災、漏洩（有毒ガス、可燃性ガス等の種類））と拡大予想、発生場所 ・応急措置状況（流出物質等の回収状況、消火状況等）	・防災行政無線（子局・戸別） ・船舶無線 ・緊急速報メール	
拡大期	周 辺 住 民、周辺 船舶	・初期（拡大危険性大）の提供情報項目 ・危険の範囲（距離、標高、風向等） ・避難等の準備に関する情報（指定避難所、避難方法等） ・危険の種類に応じた住民の対処に関する情報（屋内退避の可否、医療機関情報、マスク等物資の配布、給水所等の状況）	・登録制メール ・広報車 ・巡視船 ・コミュニティ放送	拡大期	周 辺 住 民、周辺 船舶	・初期（拡大危険性大）の提供情報項目 ・危険の範囲（距離、標高、風向等） ・避難等の準備に関する情報（指定避難所、避難方法等） ・危険の種類に応じた住民の対処に関する情報（屋内退避の可否、医療機関情報、マスク等物資の配布、給水所等の状況）	・登録制メール ・広報車 ・巡視船 ・コミュニティ放送	
終息期	周 辺 住 民、周辺 船舶	・終息情報（避難勧告等解除） ・被害状況 ・帰宅に関する注意事項（落下した飛散物等による二次危険など） ・帰宅後の住民の対処に関する情報（屋内退避の可否、医療機関情報、マスク等物資の配布、給水所等の状況）	・テレビ ・ラジオ ・PC（ポータルサイト） ・電話等による問い合わせ	終息期	周 辺 住 民、周辺 船舶	・終息情報（避難勧告等解除） ・被害状況 ・帰宅に関する注意事項（落下した飛散物等による二次危険など） ・帰宅後の住民の対処に関する情報（屋内退避の可否、医療機関情報、マスク等物資の配布、給水所等の状況）	・テレビ ・ラジオ ・PC（ポータルサイト） ・電話等による問い合わせ	

現行石油コンビナート等防災計画				修 正 案				修正の理由
要避難時 (各期共通で避難を要すると判断した場合)	避難対象者	・避難情報（避難勧告、避難指示等） ・災害態様（火災、漏えい（有毒ガス、可燃性ガス等の種類）、発生場所 ・危険の範囲（距離、標高、風向等） ・避難範囲、指定避難所、医療機関情報、高齢者や乳幼児の受入対応 ・避難に関する注意事項（避難方法、飛散物、毒性情報等）	せ対応	要避難時 (各期共通で避難を要すると判断した場合)	避難対象者	・避難情報（避難勧告、避難指示等） ・災害態様（火災、漏洩（有毒ガス、可燃性ガス等の種類）、発生場所 ・危険の範囲（距離、標高、風向等） ・避難範囲、指定避難所、医療機関情報、高齢者や乳幼児の受入対応 ・避難に関する注意事項（避難方法、飛散物、毒性情報等）	せ対応	計画内の表現を統一するため修正
第 5 節 火災等防御 火災、爆発、危険物等の漏えい又は流出、その他事故による災害の防御については、次のとおりとする。 1 陸上災害防御 (1) 実施機関 主体 発災特定事業所、所在消防本部 応援 海上保安部、自衛隊、県警察、県、隣接消防機関、区域内特定事業所及びその他の企業、広域共同防災組織 (2) 実施機関の措置 ア 発災特定事業所の措置 (ア) 事業所内に警報を発し関係部署に緊急事態の発生を知らせる。 (イ) 異常現象の発生を第5章第4節「災害情報の伝達及び広報計画」に基づき、直ちに消防機関に通報する。 (ウ) 自衛防災組織等による消火及び火気しゃ断、危険物漏えい防止等により被害の拡大防御活動を実施する。 (エ) 消防機関の到着に際し、進入地点に誘導員を配置し、災害の態様等を報告するとともに、現場へ誘導するものとする。 (オ) 災害に関する情報をとりまとめ、消防機関及び防災要員に対し適切な情報を提供する。 (カ) 負傷者及び要救助者が発生した場合、応急措置及び救助を行い医療機関に搬送する。 (キ) 他の自衛防災組織等に対し、協力を要請する。 (ク) 広域共同防災組織加盟事業所は、大容量泡放射システムを用いた防災活動を行う必要があると認めるときには、広域共同防災組織へ同シ				第 5 節 火災等防御 火災、爆発、危険物等の漏洩又は流出、その他事故による災害の防御については、次のとおりとする。 1 陸上災害防御 (1) 実施機関 主体 発災特定事業所、所在消防本部 応援 海上保安部、自衛隊、県警察、県、隣接消防機関、区域内特定事業所及びその他の企業、広域共同防災組織 (2) 実施機関の措置 ア 発災特定事業所の措置 (ア) 事業所内に警報を発し関係部署に緊急事態の発生を知らせる。 (イ) 異常現象の発生を第5章第4節「災害情報の伝達及び広報計画」に基づき、直ちに消防機関に通報する。 (ウ) 自衛防災組織等による消火及び火気しゃ断、危険物漏洩防止等により被害の拡大防御活動を実施する。 (エ) 消防機関の到着に際し、進入地点に誘導員を配置し、災害の態様等を報告するとともに、現場へ誘導するものとする。 (オ) 災害に関する情報をとりまとめ、消防機関及び防災要員に対し適切な情報を提供する。 (カ) 負傷者及び要救助者が発生した場合、応急措置及び救助を行い医療機関に搬送する。 (キ) 他の自衛防災組織等に対し、協力を要請する。 (ク) 広域共同防災組織加盟事業所は、大容量泡放射システムを用いた防災活動を行う必要があると認めるときには、広域共同防災組織へ同シ				計画内の表現を統一するため修正 計画内の表現を統一するため修正

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
システムを要請する。 イ 所在消防本部の措置 (7) 異常現象の通報を受けた場合、直ちに定められた防災関係機関に通報する。 (イ) 発災特定事業所において自衛防災組織等に必要な指示を行うとともに、消火及び被害の拡大防御活動を実施する。 (ウ) 災害の規模、態様等により隣接消防機関に対し応援出動要請を行うものとする。 (エ) 各応援消防隊を指揮するものとする。 ウ 海上保安部の措置 異常現象の通報を受けた場合、海上への被害の拡大防御活動を実施する。 エ 自衛隊の措置 災害派遣の要請内容に基づく活動を実施する。 オ 県警察の措置 (7) 交通規制や群衆整理等被害の拡大防御に係る応援をする。 (イ) 大容量泡放射システムの出動要請があった場合、大容量泡放射システム配備県警察と連絡調整を行い、同システムの円滑な輸送に必要な措置を講ずる。 カ 県の措置 防災ヘリコプターによる特別防災区域周辺地域の空中消火活動を実施する。 キ 隣接消防機関の措置 所在消防本部から応援出動の要請があった場合、応援協定等に基づき応援部隊を派遣する。 ク 区域内特定事業所等及びその他の企業の措置 (7) 発災特定事業所から応援出動の要請があった場合、自衛防災組織等を派遣する。 (イ) 自社周辺への被害の拡大防御活動を実施する。 ケ 広域共同防災組織の措置 発災特定事業所から大容量泡放射システムの輸送要請を受けたときは、広域共同防災規程等に基づき、防災活動を実施する。 (3) 防御方法 ア 油火災の一般的防御の原則 (7) 油は引火し易く、延焼速度が早く猛々たる黒煙を発生し、ふく射熱が大きく接近困難であるため直接防御にあたる消防隊員等は、耐熱服を	システムを要請する。 イ 所在消防本部の措置 (7) 異常現象の通報を受けた場合、直ちに定められた防災関係機関に通報する。 (イ) 発災特定事業所において自衛防災組織等に必要な指示を行うとともに、消火及び被害の拡大防御活動を実施する。 (ウ) 災害の規模、態様等により隣接消防機関に対し応援出動要請を行うものとする。 (エ) 各応援消防隊を指揮するものとする。 ウ 海上保安部の措置 異常現象の通報を受けた場合、海上への被害の拡大防御活動を実施する。 エ 自衛隊の措置 災害派遣の要請内容に基づく活動を実施する。 オ 県警察の措置 (7) 交通規制や群衆整理等被害の拡大防御に係る応援をする。 (イ) 大容量泡放射システムの出動要請があった場合、大容量泡放射システム配備県警察と連絡調整を行い、同システムの円滑な輸送に必要な措置を講ずる。 カ 県の措置 防災ヘリコプターによる特別防災区域周辺地域の空中消火活動を実施する。 キ 隣接消防機関の措置 所在消防本部から応援出動の要請があった場合、応援協定等に基づき応援部隊を派遣する。 ク 区域内特定事業所等及びその他の企業の措置 (7) 発災特定事業所から応援出動の要請があった場合、自衛防災組織等を派遣する。 (イ) 自社周辺への被害の拡大防御活動を実施する。 ケ 広域共同防災組織の措置 発災特定事業所から大容量泡放射システムの輸送要請を受けたときは、広域共同防災規程等に基づき、防災活動を実施する。 (3) 防御方法 ア 油火災の一般的防御の原則 (7) 油は引火し易く、延焼速度が早く猛々たる黒煙を発生し、ふく射熱が大きく接近困難であるため直接防御にあたる消防隊員等は、耐熱服を	

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
オ 石油の漏えい又は流出した場合の防御 (7) タンクからの漏えい - a 直ちに荷役等を停止する。 - b 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。 - c 周辺の火気使用を禁止し、警戒線を設定する。 - d 空タンクへの移替え等の措置を講ずる。 - e 破孔部の応急補修を実施する。 (イ) 防油堤及び流出油防止堤からの漏えい又は流出 - a 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。 - b 敷地外への流出を防止するため、排水こう等の閉鎖、敷地外緑部に土のう等を積む。 - c 海上等への流出を考慮し、周辺へオイルフェンスを展張する。 (ウ) パイプラインからの漏えい - a 直ちに荷役等を停止する。 - b 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。 - c 周辺の火気使用を禁止し、警戒線を設定する。 - d 破孔部の応急補修を実施する。 (エ) 流出油の処理 流出油が少量の場合は、ドラムに汲み取るほか油吸着材、乾燥砂で油を除去する。 大量の場合は、吸引設備等により空タンク等へ移送するほか、ドラムに 汲み取り、併せて油吸着材、乾燥砂、油処理剤をもって処理する。 カ 大規模タンクの浮き屋根が沈降した場合の防御 浮き屋根式屋外貯蔵タンクの浮き屋根が沈降した場合は、次の措置を講ずる。 (7) 浮き屋根が沈降した場合、不活性ガスの注入等油面露出に対する出火防止を行う。 (イ) タンクで貯蔵している石油等の移送するため、タンカーを手配し移送先を確保する。 (ウ) 油抜き取り時、浮き屋根の変形による屋根材の落下等に備え、安全管理を徹底する。 (エ) 出火に備えた 3 点セット（大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車）や大容量泡放射システムによる警戒を行うとともに、泡シール等も考慮した泡消火薬剤を確保する。 (オ) 重機や計測機器、オペレータ等を手配する。	オ 石油の漏洩又は流出した場合の防御 (7) タンクからの漏洩 - a 直ちに荷役等を停止する。 - b 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。 - c 周辺の火気使用を禁止し、警戒線を設定する。 - d 空タンクへの移替え等の措置を講ずる。 - e 破孔部の応急補修を実施する。 (イ) 防油堤及び流出油防止堤からの漏洩又は流出 - a 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。 - b 敷地外への流出を防止するため、排水こう等の閉鎖、敷地外緑部に土のう等を積む。 - c 海上等への流出を考慮し、周辺へオイルフェンスを展張する。 (ウ) パイプラインからの漏洩 - a 直ちに荷役等を停止する。 - b 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。 - c 周辺の火気使用を禁止し、警戒線を設定する。 - d 破孔部の応急補修を実施する。 (エ) 流出油の処理 流出油が少量の場合は、ドラムに汲み取るほか油吸着材、乾燥砂で油を除去する。 大量の場合は、吸引設備等により空タンク等へ移送するほか、ドラムに汲み取り、併せて油吸着材、乾燥砂、油処理剤をもって処理する。 カ 大規模タンクの浮き屋根が沈降した場合の防御 浮き屋根式屋外貯蔵タンクの浮き屋根が沈降した場合は、次の措置を講ずる。 (7) 浮き屋根が沈降した場合、不活性ガスの注入等油面露出に対する出火防止を行う。 (イ) タンクで貯蔵している石油等の移送するため、タンカーを手配し移送先を確保する。 (ウ) 油抜き取り時、浮き屋根の変形による屋根材の落下等に備え、安全管理を徹底する。 (エ) 出火に備えた 3 点セット（大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車）や大容量泡放射システムによる警戒を行うとともに、泡シール等も考慮した泡消火薬剤を確保する。 (オ) 重機や計測機器、オペレータ等を手配する。	計画内の表現を統一するため修正

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
ウ 港湾（・空港整備）事務所の措置 （ア）消火及び被害の拡大防御の応援をする。 （イ）流出油の拡散防止及び流出油による被害を調査する。 エ 県警察の措置 被害の拡大防御の応援をする。 オ 県の措置 （ア）防災資機材等の確保について応援する。 （イ）船舶による消火等被害の拡大防御の応援をする。 カ 所在消防本部の措置 消火及び被害の拡大防御の応援をする。 キ 区域内特定事業所等の措置 発災船舶及び発災特定事業所の要請に応じ、流出油の拡散防止にあたる。 ク 安全推進協議会、排出油等の防除に関する協議会 海上保安部からの通報により応援出動し、流出油の拡散防止等にあたる。 (3) 防御方法 ア 海面の油火災防御 （ア）巡視船艇等により化学消火を実施する。 （イ）陸岸に近接している場合は、消防ポンプ車等により火災防御を実施する。 （ウ）付近船舶を避難させるとともに、付近海域の航行禁止等必要な措置を講ずる。 イ タンカー及びパイプライン等火災防御 （ア）巡視船艇等により消火作業を実施する。 （イ）巡視船艇等により乗組員の救出を行う。 （ウ）えい航可能でかつ必要がある場合は、他の影響を及ぼさない場所へ移動する。 （エ）付近航行船舶の避難及び付近海域における船舶航行禁止等必要な措置を講ずる。 （オ）必要により周囲にオイルフェンスを展開するとともに、残油拔取りが可能な場合は、油バージ、タンカー等により油拔取り作業を実施する。 ウ 荷役中、陸上及びパイプラインからの流出油防御 （ア）直ちに荷役を中止する。 （イ）事故発生船舶、付近船舶、関係作業船及び関係事業所は、火気の使	ウ 港湾（・空港整備）事務所の措置 （ア）消火及び被害の拡大防御の応援をする。 （イ）流出油の拡散防止及び流出油による被害を調査する。 エ 県警察の措置 被害の拡大防御の応援をする。 オ 県の措置 （ア）防災資機材等の確保について応援する。 （イ）船舶による消火等被害の拡大防御の応援をする。 カ 所在消防本部の措置 消火及び被害の拡大防御の応援をする。 キ 区域内特定事業所等の措置 発災船舶及び発災特定事業所の要請に応じ、流出油の拡散防止にあたる。 ク 安全推進協議会、排出油等の防除に関する協議会 海上保安部からの通報により応援出動し、流出油の拡散防止等にあたる。 (3) 防御方法 ア 海面の油火災防御 （ア）巡視船艇等により化学消火を実施する。 （イ）陸岸に近接している場合は、消防ポンプ車等により火災防御を実施する。 （ウ）付近船舶を避難させるとともに、付近海域の航行禁止等必要な措置を講ずる。 イ タンカー及びパイプライン等火災防御 （ア）巡視船艇等により消火作業を実施する。 （イ）巡視船艇等により乗組員の救出を行う。 （ウ）えい航可能でかつ必要がある場合は、他の影響を及ぼさない場所へ移動する。 （エ）付近航行船舶の避難及び付近海域における船舶航行禁止等必要な措置を講ずる。 （オ）必要により周囲にオイルフェンスを展開するとともに、残油拔取りが可能な場合は、油バージ、タンカー等により油拔取り作業を実施する。 ウ 荷役中、陸上及びパイプラインからの流出油防御 （ア）直ちに荷役を中止する。 （イ）事故発生船舶、付近船舶、関係作業船及び関係事業所は、火気の使	

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
用を禁止する。 (り) オイルフェンスを展開し、流出油の拡散を防止する。この場合において河川又は港外への流出を防止するため河口及び港口をオイルフェンスで閉鎖する。 (エ) 事故船舶付近水域の船舶航行を禁止する。 エ タンカー事故による油の漏えい防御 (ア) 空タンク等への移送の措置を講ずる。 (イ) 巡視船舶等により事故船舶乗組員の救出、流出油の状況調査を行う。 (ロ) 事故発生船舶、付近船舶、関係作業船及び関係事業所の火気使用禁止の措置を講ずる。 (エ) 事故発生船舶の周囲にオイルフェンスを展開し、流出油の拡散を防止する。また、流出油等が運河又は港内の場合は、河口及び港口をオイルフェンスで閉鎖する。 (オ) 事故船舶付近水域の船舶航行を禁止する。 (カ) 油バージ、タンカー等により積載油の抜き取りを行う。 (キ) 破孔部の応急補修を実施する。 オ 流出油の処理 流出油の処理は、油回収船及び油回収機器並びに油吸着材等により回収するほか、油処理剤により処理する。 ただし、流出油が少量の場合及び軽質油は、油処理剤は使用しないものとする。 なお、流出油の回収後、岸壁、さん橋等に付着した流出油は油吸着材等によりふきとり洗浄を行う。 3 岸壁（さん橋）に係留された船舶災害防御 前1、2に準じた防御活動とし、主として火災船舶、発災特定事業所、所在消防本部があたり、海上保安部がこれに協力するものとする。 第6節 自然災害応急対策 地震、津波その他の異常な自然現象が発生し、又は発生するおそれがある場合における火災、爆発、危険物等の漏えい又は流出等の二次災害の防止措置については、次のとおりとする。 1 地震 防災関係機関等は直ちに次の措置を講ずる。	用を禁止する。 (り) オイルフェンスを展開し、流出油の拡散を防止する。この場合において河川又は港外への流出を防止するため河口及び港口をオイルフェンスで閉鎖する。 (エ) 事故船舶付近水域の船舶航行を禁止する。 エ タンカー事故による油の漏洩防御 (ア) 空タンク等への移送の措置を講ずる。 (イ) 巡視船舶等により事故船舶乗組員の救出、流出油の状況調査を行う。 (ロ) 事故発生船舶、付近船舶、関係作業船及び関係事業所の火気使用禁止の措置を講ずる。 (エ) 事故発生船舶の周囲にオイルフェンスを展開し、流出油の拡散を防止する。また、流出油等が運河又は港内の場合は、河口及び港口をオイルフェンスで閉鎖する。 (オ) 事故船舶付近水域の船舶航行を禁止する。 (カ) 油バージ、タンカー等により積載油の抜き取りを行う。 (キ) 破孔部の応急補修を実施する。 オ 流出油の処理 流出油の処理は、油回収船及び油回収機器並びに油吸着材等により回収するほか、油処理剤により処理する。 ただし、流出油が少量の場合及び軽質油は、油処理剤は使用しないものとする。 なお、流出油の回収後、岸壁、さん橋等に付着した流出油は油吸着材等によりふきとり洗浄を行う。 3 岸壁（さん橋）に係留された船舶災害防御 前1、2に準じた防御活動とし、主として火災船舶、発災特定事業所、所在消防本部があたり、海上保安部がこれに協力するものとする。 第6節 自然災害応急対策 地震、津波その他の異常な自然現象が発生し、又は発生するおそれがある場合における火災、爆発、危険物等の漏洩又は流出等の二次災害の防止措置については、次のとおりとする。 1 地震 防災関係機関等は直ちに次の措置を講ずる。	計画内の表現を統一するため修正 計画内の表現を統一するため修正

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
(1) 特定事業所 ア 火災、爆発、危険物等の漏えい等の災害を引き起こすおそれがある場合は、操業を中止する等の措置を講ずる。 イ 事業所内の火気使用を制限する。 ウ 自衛防災組織の出動準備の体制をとる。 エ 次の事項について、直ちに点検を実施する。 (ア) 危険物等貯蔵設備及び配管等の破損、亀裂の有無及び危険物等の漏えいの有無 (イ) 防油堤、防液堤及び流出油等防止堤の破損及び亀裂の有無 (ウ) 消火設備等の機能の適否 (エ) 安全装置等の機能の適否 (オ) 電力及び通信設備の機能の適否 オ 津波の有無等地震情報の収集を行う。 カ 点検の結果、設備に異常があった場合は、直ちに消防署に通報するとともに、応急補修を行う。 キ 隣接事業所の状況を把握する。 (2) 海上保安部 津波の有無等について情報を収集するとともに、必要に応じ、巡視船艇等を出動させ警戒にあたる。 (3) 所在消防本部 ア 地震の程度により、出動の準備体制をとるとともに、必要と認める場合は、警戒出動を行う。 イ 地震に関する情報を収集するとともに、必要に応じ特定事業者等に連絡する。 ウ 事業所等の災害状況の把握に努める。 (4) その他の防災関係機関等 地震情報、被害状況の把握に努め警戒体制をとるなど必要な措置を講ずる。 2 津波及び高潮 津波警報等又は高潮警報が発表され、あるいは津波又は高潮が発生した場合は、人命尊重を最優先とし、次の措置を講ずる。 (1) 津波警報等又は高潮警報が発表された場合 ア 特定事業所 (ア) 従業員の避難を実施する。 (イ) 操業を中止する等の措置を講ずる。	(1) 特定事業所 ア 火災、爆発、危険物等の漏洩等の災害を引き起こすおそれがある場合は、操業を中止する等の措置を講ずる。 イ 事業所内の火気使用を制限する。 ウ 自衛防災組織の出動準備の体制をとる。 エ 次の事項について、直ちに点検を実施する。 (ア) 危険物等貯蔵設備及び配管等の破損、亀裂の有無及び危険物等の漏洩の有無 (イ) 防油堤、防液堤及び流出油等防止堤の破損及び亀裂の有無 (ウ) 消火設備等の機能の適否 (エ) 安全装置等の機能の適否 (オ) 電力及び通信設備の機能の適否 オ 津波の有無等地震情報の収集を行う。 カ 点検の結果、設備に異常があった場合は、直ちに消防署に通報するとともに、応急補修を行う。 キ 隣接事業所の状況を把握する。 (2) 海上保安部 津波の有無等について情報を収集するとともに、必要に応じ、巡視船艇等を出動させ警戒にあたる。 (3) 所在消防本部 ア 地震の程度により、出動の準備体制をとるとともに、必要と認める場合は、警戒出動を行う。 イ 地震に関する情報を収集するとともに、必要に応じ特定事業者等に連絡する。 ウ 事業所等の災害状況の把握に努める。 (4) その他の防災関係機関等 地震情報、被害状況の把握に努め警戒体制をとるなど必要な措置を講ずる。 2 津波及び高潮 津波警報等又は高潮警報が発表され、あるいは津波又は高潮が発生した場合は、人命尊重を最優先とし、次の措置を講ずる。 (1) 津波警報等又は高潮警報が発表された場合 ア 特定事業所 (ア) 従業員の避難を実施する。 (イ) 操業を中止する等の措置を講ずる。	計画内の表現を統一するため修正

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
(㍑) 行方不明者の捜索を行う。 (㍔) 危険区域への立入り禁止措置と警戒警備を行う。 (㍕) 交通規制を行う。 (㍖) 犯罪の予防取締りを行う。 ウ 所在消防本部 (ｱ) 被害状況の把握に努める。 (ｲ) 特定事業者の実施する点検等の指導を行う。 (㍑) 特定事業者が実施するたい水排除作業に協力する。 エ その他の防災関係機関等 (ｱ) 被害の有無及び状況について、調査を行う。 (ｲ) 被害が発生した場合は、直ちにその所管に係る施設等の復旧作業を実施する。 3 強風又は波浪 強風又は波浪に関する予警報が発表され、又は強風波浪が発生した場合において、特定事業所等は、次の措置を講ずる。 (1) 強風 ア 火気の使用を制限する。 イ 危険物等の貯蔵設備又は配管等を破壊するおそれのある飛散しやすい物件を、除去又は固定する等の措置を講ずる。 (2) 波浪 ア タンカー等の荷役作業を中止する等の措置を講ずる。 イ 荷役栈橋及び荷役栈橋上の配管の損壊防止措置を講ずる。 ウ 防油堤等及び敷地内への海水の浸入を防止する措置を講ずる。 第 7 節 救急医療 特定事業所等の従業員及び特別防災区域隣接住民等の被災者に対して行う救急医療活動等については、次のとおりとする。 1 救急医療活動実施機関及び方法 (1) 特定事業者 救護班を編成し被災者の救急医療にあたるものとするが、重傷者等で対応が不可能なときは、消防機関及び海上保安部の協力を得て、医療機関に搬送する。	(㍑) 行方不明者の捜索を行う。 (㍔) 危険区域への立入り禁止措置と警戒警備を行う。 (㍕) 交通規制を行う。 (㍖) 犯罪の予防取締りを行う。 ウ 所在消防本部 (ｱ) 被害状況の把握に努める。 (ｲ) 特定事業者の実施する点検等の指導を行う。 (㍑) 特定事業者が実施するたい水排除作業に協力する。 エ その他の防災関係機関等 (ｱ) 被害の有無及び状況について、調査を行う。 (ｲ) 被害が発生した場合は、直ちにその所管に係る施設等の復旧作業を実施する。 3 強風又は波浪 強風又は波浪に関する予警報が発表され、又は強風波浪が発生した場合において、特定事業所等は、次の措置を講ずる。 (1) 強風 ア 火気の使用を制限する。 イ 危険物等の貯蔵設備又は配管等を破壊するおそれのある飛散しやすい物件を、除去又は固定する等の措置を講ずる。 (2) 波浪 ア タンカー等の荷役作業を中止する等の措置を講ずる。 イ 荷役栈橋及び荷役栈橋上の配管の損壊防止措置を講ずる。 ウ 防油堤等及び敷地内への海水の浸入を防止する措置を講ずる。 第 7 節 救急医療 特定事業所等の従業員及び特別防災区域隣接住民等の被災者に対して行う救急医療活動等については、次のとおりとする。 1 救急医療活動実施機関及び方法 (1) 特定事業者 救護班を編成し被災者の救急医療にあたるものとするが、重傷者等で対応が不可能なときは、消防機関及び海上保安部の協力を得て、医療機関に搬送する。	

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
(2) 所在消防本部 ア 救急隊を編成し、災害現場及び避難場所に出動させ、防災関係機関等と密接な連携のもとに救急搬送を実施する。 イ 災害の規模に応じ、管内の救助隊を動員するとともに、状況によっては救急車以外の車両をも救急搬送に転用し、万全を期する。 (3) 海上保安部 ア 巡視船艇等により、救出患者の緊急搬送を実施する。 イ 必要に応じ、民間機関等に応援を要請する。 (4) 所在市村 ア 所在市村長は、医療救護の必要があると認めたときは、速やかに医療救護班を編成し、迅速かつ的確な活動を実施する。 イ 関係市町村長は、所在市村長から医療救護活動について協力を求められたときは、これに協力する。 (5) 県 県は、被害の状況に応じ、青森 DMAT 指定病院、DPAT 事務局に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するほか、県立中央病院及び保健所に救護班の編成を指示し医療活動を行うとともに、日本赤十字社青森県支部及び公益社団法人青森県医師会に応援を要請する。 なお、負傷者等を医療機関に搬送するにあたり、陸上交通が途絶した場合又は緊急を要する搬送の場合は、知事は県防災ヘリコプターにより航空搬送を行うものとし、必要により自衛隊に応援を要請するものとする。	(2) 所在消防本部 ア 救急隊を編成し、災害現場及び避難場所に出動させ、防災関係機関等と密接な連携のもとに救急搬送を実施する。 イ 災害の規模に応じ、管内の救助隊を動員するとともに、状況によっては救急車以外の車両をも救急搬送に転用し、万全を期する。 (3) 海上保安部 ア 巡視船艇等により、救出患者の緊急搬送を実施する。 イ 必要に応じ、民間機関等に応援を要請する。 (4) 所在市村 ア 所在市村長は、医療救護の必要があると認めたときは、速やかに医療救護班を編成し、迅速かつ的確な活動を実施する。 イ 関係市町村長は、所在市村長から医療救護活動について協力を求められたときは、これに協力する。 (5) 県 県は、被害の状況に応じ、青森 DMAT 指定医療機関、DPAT 調整本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するほか、県立中央病院及び保健所に救護班の編成を指示し医療活動を行うとともに、日本赤十字社青森県支部及び公益社団法人青森県医師会に応援を要請する。 なお、負傷者等を医療機関に搬送するにあたり、陸上交通が途絶した場合又は緊急を要する搬送の場合は、知事は県防災ヘリコプターにより航空搬送を行うものとし、必要により自衛隊に応援を要請するものとする。	実災害の対応状況及び国の活用要領における記載方法に合わせた修正

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
第 7 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第 1 節 総則 1 目的 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「特別措置法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、特別措置法第 3 条第 1 項の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に所在する石油コンビナート等特別防災区域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「海溝型地震」という。）に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 2 推進地域の指定状況 特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された本県の推進地域は下表のとおりである。このうち、石油コンビナート等特別防災区域が所在するのは、八戸市（八戸地区）及び六ヶ所村（むつ小川原地区）の区域である。 【平成 18 年内閣府告示第 58 号】 八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡、三戸郡五戸町、同郡南部町及び同郡階上町の区域 3 準用 海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関しこの計画に定めのない事項は、第 1 章から第 6 章に規定する地震防災対策の例によるものとする。 第 2 節 地震発生時の応急対策等 1 情報の収集・伝達 津波警報等・地震情報等の伝達は、第 4 章第 5 節「気象通報等の伝達」によるものとする。また、災害情報の収集・伝達については、第 5 章第 4 節「災害情報の伝達及び広報」によるものとする。	第 7 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第 1 節 総則 1 目的 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「特別措置法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、特別措置法第 3 条第 1 項の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に所在する石油コンビナート等特別防災区域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「海溝型地震」という。）に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 2 推進地域の指定状況 特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された本県の推進地域は下表のとおりである。このうち、石油コンビナート等特別防災区域が所在するのは、青森市（青森地区）、八戸市（八戸地区）及び六ヶ所村（むつ小川原地区）の区域である。 【令和 4 年内閣府告示第 99 号】 青森市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、東津軽郡、西津軽郡、北津軽郡中泊町、上北郡、下北郡、三戸郡五戸町、同郡南部町及び同郡階上町の区域 3 準用 海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関しこの計画に定めのない事項は、第 1 章から第 6 章に規定する地震防災対策の例によるものとする。	推進計画作成例に準じた修正（法改正に伴う整理） 推進計画作成例に準じた修正 推進地域指定の見直しによる修正 推進計画作成例に準じた修正（表記の整理、前述重複箇所の削除）

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
2 二次災害の防止 海溝型地震により生ずる火災、流出、爆発、漏えい等の二次災害を防止するために特定事業者、防災関係機関等がとるべき措置については、第5章第6節「自然災害応急対策」によるものとする。ただし、作業員等の安全確保のため、津波からの避難に要する時間には十分配慮するものとする。 第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため緊急に整備すべき施設等については、第4章第3節「自然災害予防対策」、同第6節「防災施設、設備及び資機材等の整備」及び同第9節「緑地等の設置」において具体的に定めるものとする。 また、これらの施設等の整備はおおむね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。 第4節 防災訓練 特定事業者及び防災関係機関は、本章に規定する計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、第4章第7節「防災教育及び防災訓練」に定めるところにより推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。	第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため緊急に整備すべき施設等については、第4章第3節「自然災害予防対策」、同第6節「防災施設、設備及び資機材等の整備」及び同第9節「緑地等の設置」において具体的に定めるものとする。 また、これらの施設等の整備はおおむね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。 第3節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 1 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達 北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等の伝達に係る関係者の連絡体制は、第4章第5節「気象通報等の伝達」によるものとする。 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された後の周知 地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の内容の周知方法については、第5章第4節「災害情報の伝達及び広報」によるものとする。 第4節 防災訓練に関する事項 特定事業者及び防災関係機関は、本章に規定する計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、第4章第7節「防災教育及び防災訓練」に定めるところにより推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。	推進計画作成例に準じた修正（表記の整理、前述重複箇所の削除） 推進計画作成例に準じた修正（表記の整理） 推進計画作成例を踏まえ県地域防災計画と記載の整合を図り加筆 推進計画作成例に準じた整理 推進計画作成例に準じた整理 推進計画作成例に準じた修正（表記の整理）

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
訓練の実施に当たっては、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施も考慮するものとする。 第 5 節 地震防災上必要な教育及び広報活動 特定事業者及び防災関係機関は、第 4 章第 7 節「防災教育及び防災訓練」に定めるところにより地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。 また、これらの教育・広報の内容は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画第 2 章第 5 節「地震防災上必要な教育及び広報に関する事項」に定める事項を含むものとする。 【特定事業者及び防災関係機関の職員に対する教育】 (1) 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (2) 地震及び津波に関する一般的な知識 (3) 緊急地震速報を受信した場合の適切な対応に関する知識 (4) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 (5) 職員等が果たすべき役割 (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題 【住民等に対する教育・広報】 (1) 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (2) 地震及び津波に関する一般的な知識 (3) 緊急地震速報を受信した場合の適切な対応に関する知識 (4) 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 (5) 正確な情報入手の方法 (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容	訓練の実施に当たっては、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施も考慮するものとする。 第 5 節 地震防災上必要な教育及び広報活動に関する事項 特定事業者及び防災関係機関は、第 4 章第 7 節「防災教育及び防災訓練」に定めるところにより地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。 また、これらの教育・広報の内容は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画第 5 章第 6 節「地震防災上必要な教育及び広報に関する事項」に定める事項を含むものとする。 【特定事業者及び防災関係機関の職員に対する教育】 (1) 地震及び津波に関する一般的な知識 (2) 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (3) 海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 (6) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割 (7) 海溝型地震対策として今後地震対策として取り組む必要のある課題 【地域住民等に対する教育・広報】 (1) 地震及び津波に関する一般的な知識 (2) 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運轉の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 (5) 正確な情報の入手方法 (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容	県地域防災計画と記載の整合を図り、推進計画作成例に準じた修正（表記の整理） 県地域防災計画と記載の整合を図り、推進計画作成例に準じた修正

現行石油コンビナート等防災計画	修 正 案	修正の理由
(7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 (8) 各地域における避難地及び避難路に関する知識 (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容 (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施	(7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識 (9) 地域住民等自らが実施しうる、最低でも 3 日間分、可能な限り 1 週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法 (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施 (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品	